

## 地域からの発信

すべての子どもに豊かな食の体験の場を提供するためには、地域において、地域住民の主体的な取組をはじめ、さまざまな機関や団体が特徴をもった取組を推進していくことが求められます。

現在、国民健康づくり運動として進められている「健康日本 21」や「健やか親子 21」は、2010 年度を目指とした具体的な数値目標を提示し、国民の健康づくりへの主体的な取組とともに、関係機関や団体等が一体となってその取組を支援する環境づくりを進めるという考え方に基づくものです。これらを踏まえ、各地域においては、計画づくりやそれに基づく各種取組が進められています。

また、平成 15 年 7 月には、「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るために、地方公共団体及び事業主における 10 年間の集中的・計画的な取組を促進することをねらいとするものです。平成 17 年 4 月 1 日の施行に向けて、国が定める指針に即して、地方公共団体及び事業主においては平成 16 年度中に行動計画を策定することとなっています。平成 15 年 8 月に告示された「行動計画策定指針」では、市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進として、「食育」の推進が盛り込まれました（35 頁参照）。地域においては、さまざまな分野が連携しつつ、具体的な取組が推進されるような体制の整備を図ることが求められています。

ここでは、地域における具体的活動実践例として、都道府県、保健所、市町村において、具体的な行動目標を掲げ、関係機関や団体等のネットワークづくりを推進している取組をとりあげました。より多くの場で、子どもの成長に応じた取組を継続的に推進していくためには、そこに関わるさまざま人々や機関が目標の共有化を図り、相互の連携を深めていくことが必要となります。

今後は、それぞれの取組を評価していく体制も重要になってきます。評価を通して、現在の取組の効果を検証し、より効果的な取組へと発展させていくことが求められています。

## 「行動計画策定指針」における市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項（一部抜粋）－「食育」の推進－

---

### ○市町村行動計画 －「食育」の推進－

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めることが必要である。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めることが必要である。

---

### ○都道府県行動計画 －「食育」の推進－

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るとともに、母性の健康の確保を図るため、「食育」について地域社会全体で推進する必要があることから、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、専門的・広域的観点からの情報収集及び調査研究を進め、効果的な情報提供の体制を整備するとともに、食に関する関係機関等のネットワークづくりを進めることが必要である。

---